

## 平成30年第2回那須塩原市議会定例会

### 議事日程（第7号）

平成30年6月21日（木曜日）午前10時開議

- 日程第 1 議案第58号 那須塩原市体育施設条例の一部改正について  
議案第59号 那須塩原市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について  
議案第60号 那須塩原市まちなか交流センター条例の一部改正について  
議案第61号 那須塩原市第2期最終処分場施設整備基本計画について  
議案第62号 那須塩原市地域公共交通再編計画について  
請願・陳情等について  
(各委員長報告、質疑、討論、採決)
- 日程第 2 議案第56号 平成30年度那須塩原市一般会計補正予算（第1号）  
議案第57号 平成30年度那須塩原市下水道事業特別会計補正予算（第1号）  
(委員長報告、質疑、討論、採決)
- 日程第 3 報告第16号 専決処分の報告について〔損害賠償の額の決定及び和解〕  
(報告)
- 日程第 4 議案第64号 那須塩原市税条例の一部改正について  
(提案説明、質疑、討論、採決)
- 日程第 5 議案第63号 平成30年度那須塩原市一般会計補正予算（第2号）  
(提案説明、質疑、討論、採決)
- 日程第 6 議案第65号 契約の締結について  
(提案説明、質疑、討論、採決)
- 日程第 7 議案第66号 契約の締結について  
(提案説明、質疑、討論、採決)
- 日程第 8 議案第67号 契約の締結について  
(提案説明、質疑、討論、採決)
- 日程第 9 発議第 3号 東海第二発電所の稼働延長を認めない意見書の提出について  
(提案説明、質疑、討論、採決)
- 日程第10 発議第 4号 議員の派遣について

出席議員（26名）

1番	山形紀弘	議員	2番	中里康寛	議員
3番	田村正宏	議員	4番	星野健二	議員
5番	小島耕一	議員	6番	森本彰伸	議員
7番	齊藤誠之	議員	8番	星宏子	議員
9番	佐藤一則	議員	10番	相馬剛	議員
11番	平山武	議員	12番	大野恭男	議員
13番	鈴木伸彦	議員	14番	松田寛人	議員
15番	櫻田貴久	議員	16番	伊藤豊美	議員
17番	眞壁俊郎	議員	18番	高久好一	議員
19番	相馬義一	議員	20番	齋藤寿一	議員
21番	君島一郎	議員	22番	玉野宏	議員
23番	金子哲也	議員	24番	吉成伸一	議員
25番	山本はるひ	議員	26番	中村芳隆	議員

欠席議員（なし）

説明のために出席した者の職氏名

市長	君島寛	副市長	片桐計幸
教育長	大宮司敏夫	企画部長	藤田一彦
企画政策課長	松本仁一	総務部長	山田隆
総務課長	田代宰士	財政課長	田野実
生活環境部長	鹿野伸二	環境管理課長	五十嵐岳夫
保健福祉部長	田代正行	社会福祉課長	板橋信行
子ども未来部	富山芳男	子育て支援課	相馬智子
産業観光部長	小出浩美	農務畜産課長	八木沢信憲
建設部長	稲見一美	都市計画課長	大木基
上下水道部長	磯真	水道課長	黄木伸一
教育部長	小泉聖一	教育総務課長	平井克巳
会計管理者	高久幸代	選管・監査・固定資産評価・公平委員会事務局長	増田健造
農業委員会事務局長	久留生利美	西那須野支所長	後藤修

塩原支所長 宇都野 淳

本会議に出席した事務局職員

議会議務局長 石 塚 昌 章

議事課長 小 平 裕 二

議事調査係長 関 根 達 弥

議事調査係 鎌 田 栄 治

議事調査係 室 井 良 文

議事調査係 磯 昭 弘

開議 午前10時00分

◎開議の宣告

- 議長（君島一郎議員） おはようございます。  
散会前に引き続き、本日の会議を開きます。  
ただいまの出席議員は26名であります。

—————◇—————

◎議事日程の報告

- 議長（君島一郎議員） 本日の議事日程はお手元に配付のとおりであります。

—————◇—————

◎追加議案の議会運営委員長報告、  
質疑

- 議長（君島一郎議員） ここで、昨日、議会運営委員会が開催されておりますので、追加議案の取り扱いについて、議会運営委員長の報告を求めます。

議会運営委員長、24番、吉成伸一議員。

〔議会運営委員長 吉成伸一議員登壇〕

- 議会運営委員長（吉成伸一議員） おはようございます。

議会運営委員会の報告を申し上げます。

本定例会における追加議案の取り扱いを協議するため、昨日6月20日午後2時45分より第4委員会室において、委員全員、正副議長出席のもと、議会運営委員会を開催いたしました。

本定例会の追加議案は、初日の委員長報告で既に追加予定として報告いたしました、市長より提出されます一般会計補正予算、契約の締結に係る案件、報告案件のほかに、新たに議会から提出された東海第二発電所の稼働延長を求めない意見書

の提出について及び議員の派遣についての2件であります。これら2件の議案の取り扱いについては、本日、即決扱いといたします。

以上が、議会運営委員会における審査の結果であります。

議員各位におかれましては、円滑な議会運営にご協力賜りますようお願い申し上げまして、報告といたします。

- 議長（君島一郎議員） 報告が終わりました。

ただいまの報告について、質疑を許します。

〔発言する人なし〕

- 議長（君島一郎議員） 質疑がないようですので、質疑を終了することで異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

- 議長（君島一郎議員） 異議なしと認めます。

追加議案の取り扱いについては、議会運営委員長報告のとおりとすることで異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

- 議長（君島一郎議員） 異議なしと認めます。

よって、追加議案の取り扱いについては、議会運営委員長の報告のとおりといたします。

—————◇—————

◎議案第58号～議案第62号並

びに請願・陳情等の各常任委員長報告、質疑、討論、採決

- 議長（君島一郎議員） 初めに、日程第1、議案第58号 那須塩原市体育施設条例の一部改正についてから、議案第62号 那須塩原市地域公共交通再編計画についての5件並びに請願・陳情等についてを議題といたします。

ただいま申し上げました議案5件及び陳情については、関係委員会に付託してあります。各委員長は一括して審査の結果を報告願います。

初めに、総務企画常任委員長の報告を求めます。  
7番、齊藤誠之議員。

〔総務企画常任委員長 齊藤誠之議員登壇〕

○総務企画常任委員長（齊藤誠之議員） おはよう  
ございます。

それでは、総務企画常任委員会の審査経過及び  
結果についてご報告をいたします。

平成30年第2回那須塩原市定例会において、当  
委員会に付託された案件は、陳情1件であります。

この案件を審査するため、去る6月13日、第1  
委員会室において、委員全員出席のもと、慎重に  
審査を行いました。

それでは、陳情第1号 東海第二原発の稼働延  
長を認めない意見書の提出を求める陳情について  
申し上げます。

委員からは、東海第二発電所において過酷事故  
が発生した場合、放出される放射性物質によって、  
栃木県内にも甚大な被害が及ぶおそれがあり、40  
年を超える危険な運転は認めるべきではないとの  
意見がありました。

別の委員からは、陳情内容については同感では  
あるが、地方自治法第99条に「普通地方公共団体  
の議会は、国会又は関係行政庁に意見書を提出す  
ることができる。」とうたわれている。意見書の  
提出先となっている市及び村は処分権限がある行  
政庁には当たらないこと、また、地方公共団体に  
対し意見書を送付することに疑念が残るとの意見  
がありました。

審査の結果、陳情第1号 東海第二原発の稼働  
延長を認めない意見書の提出を求める陳情は、賛  
成少数により不採択とすべきものと決しました。

陳情の審査終了後、委員から、那須塩原市議会  
として同趣旨の意見書を国の関係行政庁に提出す  
る動議があり、これを採決した結果、全会一致で  
可決いたしました。

以上で、当委員会に付託された案件の審査経過  
及び結果について報告を終わります。

○議長（君島一郎議員） 総務企画常任委員長の報  
告が終わりました。

次に、福祉教育常任委員長の報告を求めます。  
9番、佐藤一則議員。

〔福祉教育常任委員長 佐藤一則議員登壇〕

○福祉教育常任委員長（佐藤一則議員） 皆様、お  
はようございます。

福祉教育常任委員会の審査の経過と結果につい  
てご報告をいたします。

平成30年第2回那須塩原市議会定例会において、  
当委員会に付託された案件は、条例の一部改正案  
件2件でございます。

これらを審査するため、去る6月12日、第4委  
員会室において、委員全員出席のもと、所管の部  
長、課長等、関係職員の出席を求め、慎重に審査  
を行いました。

以下は、その審査の経過と結果であります、  
報告に当たりましては、各委員から出された質疑  
等を中心に申し上げます。

初めに、教育部スポーツ振興課所管の議案第58  
号 那須塩原市体育施設条例の一部改正について  
申し上げます。

委員からは、くろいそ運動場野球場の使用料に  
ついて、放送設備とスコアボードは同時に貸し出  
すという考えかとの質疑があり、執行部からは、  
操作位置が同じ場所にあることから、両方をセッ  
トということで考えているとの答弁がありました。

以上、審査の結果、議案第58号 那須塩原市体  
育施設条例の一部改正については、全員異議なく、  
原案のとおり可決すべきものと決しました。

続きまして、子ども未来部保育課所管の議案第  
59号 那須塩原市放課後児童健全育成事業の設備  
及び運営に関する基準を定める条例の一部改正に

ついて申し上げます。

委員からは、研修の受講資格に関して、新たに加わる10号の中の「5年以上従事」という点について、支援員となる前であるが、どのような形で従事するのかとの質疑があり、執行部からは、これまでも資格を持った支援員を補助する補助員として勤めていただいている方もいる。この条例の施行に伴い、例えばこれまで補助員で5年以上勤務された方について門戸を広げるとい形になっているとの答弁がありました。

以上、審査の結果、議案第59号 那須塩原市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正については、全員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、当委員会に付託された案件の審査経過及び結果についての報告を終わります。

○議長（君島一郎議員） 福祉教育常任委員長長の報告が終わりました。

次に、建設経済常任委員長長の報告を求めます。

14番、松田寛人議員。

〔建設経済常任委員長 松田寛人議員登壇〕

○建設経済常任委員長（松田寛人議員） 建設経済常任委員会の審査経過と結果についてご報告をいたします。

平成30年第2回那須塩原市議会定例会において、当委員会に付託された案件は、条例の一部改正案件1件、計画に関する案件2件の合計3件であります。

これらの案件を審査するため、去る6月12日、第2委員会室において、委員全員出席のもと、所管の部長、課長等、関係職員の出席を求め、慎重に審査を行いました。

以下は、その審査の経過と結果であります。報告に当たりましては、各委員から出された質疑等を中心に申し上げます。

初めに、議案第60号 那須塩原市まちなか交流センター条例の一部改正について申し上げます。

産業観光部商工観光課の審査において、執行部からの説明に対し、委員からは特に質疑等はなく、審査の結果、議案第60号は、全員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第61号 那須塩原市第2期最終処分場施設整備基本計画について申し上げます。

生活環境部環境対策課の審査において、執行部からの説明に対し、委員から、第2期最終処分場における事業形態を公設公営とした理由はどの質疑があり、執行部からは、維持管理等の対応において地元住民に対する安心感を一番に考慮したとの答弁がありました。

以上、審査の結果、議案第61号 那須塩原市第2期最終処分場施設整備基本計画については、全員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第62号 那須塩原市地域公共交通再編計画について申し上げます。

生活環境部生活課の審査において、執行部からの説明に対し、委員から、予約ワゴンバスにかわる小さな交通（ゆータク）の導入について、予約ワゴンバスと比較した場合の経費の計算はどの質疑があり、執行部からは、予約ワゴンバスの約6割強の経費で済む計算と見込んでいるとの答弁がありました。

以上、審査の結果、議案第62号 那須塩原市地域公共交通再編計画については、全員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、当委員会に付託された案件の審査経過及び結果についての報告を終わります。

○議長（君島一郎議員） 建設経済常任委員長長の報告が終わりました。

以上で、各委員長の審査結果の報告が終わりま

した。

各委員長の報告に対し、質疑を許します。

〔発言する人なし〕

○議長（君島一郎議員） 質疑がないようですので、  
質疑を終了することで異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（君島一郎議員） 異議なしと認めます。

よって、質疑を終了し、各委員長の報告に基づき、  
討論、採決を行います。

議案第58号から議案第62号の5件については、  
討論の通告者がおりませんので、討論を省略いたします。

採決いたします。

議案第58号から議案第62号の5件については、  
福祉教育常任委員長及び建設経済常任委員長報告  
のとおり決することで異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（君島一郎議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第58号から議案第62号の5件につ  
いては、原案のとおり可決されました。

次に、陳情・請願等に入ります。

陳情第1号については、討論の通告者がおりま  
せんので、討論を省略いたします。

陳情第1号について、総務企画常任委員長報告  
は不採択とすべきものであります。

採決いたします。

陳情第1号について、採択することに賛成の議  
員の起立を求めます。

〔賛成者なし〕

○議長（君島一郎議員） 起立少数。

よって、陳情第1号については不採択と決しま  
した。

失礼しました。表決漏れはありませんか。

表決漏れなしと認め、確定いたします。

起立少数。

よって、陳情第1号については不採択と決しま  
した。

◇

◎議案第56号及び議案第57号  
の予算常任委員長報告、質疑、  
討論、採決

○議長（君島一郎議員） 次に、日程第2、議案第  
56号 平成30年度那須塩原市一般会計補正予算  
（第1号）及び議案第57号 平成30年度那須塩原  
市下水道事業特別会計補正予算（第1号）の2件  
を議題といたします。

議案第56号及び議案第57号の2件については、  
予算常任委員会に付託してありますので、審査の  
結果を報告願います。

予算常任委員長、7番、齊藤誠之議員。

〔予算常任委員長 齊藤誠之議員登壇〕

○予算常任委員長（齊藤誠之議員） それでは、予  
算常任委員会の審査の経過と結果についてご報告  
いたします。

平成30年第2回那須塩原市定例会において、当  
委員会に付託された案件は、議案第56号及び議案  
第57号の平成30年度補正予算案件2件でございま  
す。

これらの付託案件を審査するため、6月20日午  
前10時から本庁舎303会議室において、委員全員  
出席のもと、予算常任委員会を開催し、慎重に審  
査いたしました。

審査に当たりましては、私と2人の副委員長か  
ら各分科会における審査経過の報告を行い、その  
後、議案ごとに質疑、討論、採決を行いました。

それでは、その結果を申し上げます。

議案第56号 平成30年度那須塩原市一般会計補  
正予算（第1号）については、委員からの質疑及

び討論はなく、採決の結果、全員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、議案第57号 平成30年度那須塩原市下水道事業特別会計補正予算（第1号）について申し上げます。

委員から、下水道管渠管理費のデザインマンホールふた設置の内訳について説明等があったのかとの質疑があり、マンホールふた1枚の費用がデザイン料36万円、型の費用20万円、工事費50万円で合わせて106万9,200円であり、その2枚分の予算であるとの説明があったとの答弁がありました。

また、討論はありませんでした。

採決の結果、全員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上をもちまして、予算常任委員会の報告を終わります。

○議長（君島一郎議員） 予算常任委員長の報告が終わりました。

予算常任委員長の報告に対し、質疑を許します。

〔発言する人なし〕

○議長（君島一郎議員） 質疑がないようですので、質疑を終了することで異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（君島一郎議員） 異議なしと認めます。

よって、質疑を終了し、予算常任委員長の報告に基づき、討論、採決を行います。

議案第56号及び議案第57号の2件については、討論の通告者がおりませんので、討論を省略いたします。

採決いたします。

議案第56号及び議案第57号の2件については、予算常任委員長報告のとおり決することで異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（君島一郎議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第56号及び議案第57号の2件については、原案のとおり可決されました。

—————◇—————

#### ◎報告第16号の上程、説明

○議長（君島一郎議員） 次に、日程第3、報告第16号 専決処分の報告について〔損害賠償の額の決定及び和解〕を議題といたします。

本案について、報告、説明を求めます。

副市長。

○副市長（片桐計幸） 報告第16号につきましては、地方自治法第180条第1項の規定により、損害賠償の額の決定及び和解について専決処分したものでありますので、同条第2項の規定によりご報告を申し上げるものであります。

議案書6ページから7ページ、議案資料はございません。

本件につきましては、平成30年5月8日、那須塩原市東原地内において発生した事故に関し、損害賠償の額を決定し、和解したものであります。

事故の状況につきましては、相手側車両が、市道埼玉鳥野目線を走行していたところ、道路上の穴に左前輪を落とし、左前輪のタイヤを破損したものであります。

両者協議の結果、過失割合は市側が70%、相手側が30%で示談が成立し、市から相手方に損害賠償金5,140円を支払い、今後この件に関し、双方決して異議を申し立てないことで和解が成立いたしました。

以上、ご報告申し上げます。

○議長（君島一郎議員） 報告、説明が終わりました。

—————◇—————



◎議案第64号の上程、説明、質

疑、討論、採決

○議長（君島一郎議員） 次に、日程第4、議案第64号 那須塩原市税条例の一部改正についてを議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

副市長。

○副市長（片桐計幸） 議案第64号 那須塩原市税条例の一部改正について、提案のご説明を申し上げます。

議案書2ページ、議案資料4ページでございます。

本案につきましては、生産性向上特別措置法の制定に伴い、条例の一部を改正するものであります。

改正の内容といたしましては、固定資産税における課税標準の特例割合について、各市町村の自主的判断に基づき条例で定める必要が生じたことから、課税標準の特例措置として追加するものであります。

よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（君島一郎議員） 説明が終わりました。

本案について質疑を許します。

〔発言する人なし〕

○議長（君島一郎議員） 質疑がないようですので、質疑を終了することで異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（君島一郎議員） 異議なしと認めます。

よって、質疑を終了し、討論を許します。

〔発言する人なし〕

○議長（君島一郎議員） 討論がないようですので、討論を終結することで異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（君島一郎議員） 異議なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第64号については、原案のとおり決することと異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（君島一郎議員） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



◎議案第63号の上程、説明、質

疑、討論、採決

○議長（君島一郎議員） 次に、日程第5、議案第63号 平成30年度那須塩原市一般会計補正予算（第2号）を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 君島 寛登壇〕

○市長（君島 寛） 議案第63号 平成30年度那須塩原市一般会計補正予算（第2号）について、提案の説明を申し上げます。

議案書1ページ、議案資料は1ページから3ページとなります。

今回の補正予算は、「明治貴族が描いた未来～那須野が原開拓浪漫譚」の日本遺産認定に伴い必要な経費を追加するほか、国の補助決定に伴う経費について予算措置を行うものであります。

補正の内容は、歳入では、議案資料3ページ、15款県支出金で、畜産競争力強化対策緊急整備事業費補助金の決定により2億6,553万7,000円を追加し、同ページ、20款諸収入では那須野が原開拓日本遺産活用推進協議会貸付金返還金2,511万9,000円を追加するものであります。

歳出では、同ページ、6款農林水産業費で畜産

競争力強化対策緊急整備事業費として、畜産クラスターの協議会への施設整備補助金2億6,553万7,000円を追加し、同ページ、10款教育費では、日本遺産魅力発信推進事業費として、那須野が原開拓日本遺産活用推進協議会の運営負担金などの計上により、2,544万6,000円を追加するものであります。

さらに、歳入と歳出を比較し32万7,000円の差額が生じるため、これを14款予備費で減額して調整するものであります。

これらにより、歳入歳出それぞれ2億9,065万6,000円を増額し、平成30年度那須塩原市一般会計歳入歳出予算総額を474億4,869万9,000円とするものであります。

よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（君島一郎議員） 説明が終わりました。

本案について質疑を許します。

〔発言する人なし〕

○議長（君島一郎議員） 質疑がないようですので、質疑を終了することで異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（君島一郎議員） 異議なしと認めます。

よって、質疑を終了し、討論を許します。

〔発言する人なし〕

○議長（君島一郎議員） 討論がないようですので、討論を終結することで異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（君島一郎議員） 異議なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第63号については、原案のとおり決することと異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（君島一郎議員） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



### ◎議案第65号～議案第67号の

#### 上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（君島一郎議員） 次に、お諮りいたします。

日程第6、議案第65号 契約の締結についてから日程第8、議案第67号 契約の締結についてまでの3件を一括議題といたしたいと思いますが、異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（君島一郎議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第65号から議案第67号までの3件を一括議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

副市長。

○副市長（片桐計幸） 議案第65号から議案第67号までの3件につきまして一括して提案のご説明を申し上げます。

初めに、議案第65号 契約の締結について申し上げます。

議案書3ページ、議案資料5ページでございます。

本案につきましては、黒磯中学校体育館及び武道場改築工事の契約の締結について、議会の議決を求めるものであります。

本工事は、黒磯中学校体育館が築後50年以上経過し、老朽化が著しく、学級数に対する必要面積も不足していること、また、黒磯中学校武道場が築後60年以上経過し、老朽化が著しいことから改築を行うものであります。

施設の概要は、体育館に武道場を併設し、鉄骨造平屋建て、延べ床面積1,476.79㎡であります。

契約につきましては、条件付一般競争入札を行

った結果、落札いたしました石川・生駒特定建設  
工事共同企業体と契約を締結するものであります。

次に、議案第66号 契約の締結について申し上げ  
ます。

議案書4ページ、議案資料6ページでございま  
す。

本案につきましては、くろいそ運動場第3テニ  
スコート整備工事の契約の締結について、議会の  
議決を求めるものであります。

本工事は、平成34年度に開催される栃木国体の  
ソフトテニスの会場となるくろいそ運動場に、新  
たにテニスコート8面を増設するものであります。

工事の概要は、砂入り人工芝8面の新設、駐車  
場の設置、雨水地下浸透施設の整備、防球フェン  
スの設置などであります。

契約につきましては、条件付一般競争入札を行  
った結果、落札いたしました石川・泉谷・花塚特  
定建設工事共同企業体と契約を締結するものであ  
ります。

次に、議案第67号 契約の締結について申し上げ  
ます。

議案書5ページ、議案資料7ページでございま  
す。

本案につきましては、くろいそ運動場第3テニ  
スコート照明設備設置工事の契約の締結について、  
議会の議決を求めるものであります。

本工事は、平成34年度に開催されるとちぎ国体  
のソフトテニスの会場となるくろいそ運動場に、  
新たに増設するテニスコートへの設備の設置を行  
うものであります。

工事の概要は、夜間照明12基、街路灯3基の設  
置などであります。

契約につきましては、条件付一般競争入札を行  
った結果、落札いたしました藤光・テクノ特定建  
設工事共同企業体と契約を締結するものでありま

す。

以上、3件につきまして、よろしくご審議の上、  
ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（君島一郎議員） 説明が終わりました。

質疑を許します。

〔発言する人なし〕

○議長（君島一郎議員） 質疑がないようですので、  
質疑を終了することで異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（君島一郎議員） 異議なしと認めます。

よって、質疑を終了し、討論を許します。

〔発言する人なし〕

○議長（君島一郎議員） 討論がないようですので、  
討論を終結することで異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（君島一郎議員） 異議なしと認め、討論を  
終結いたします。

これより採決いたします。

議案第65号から議案第67号までの3件について  
は、原案のとおり決することで異議ございませ  
んか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（君島一郎議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第65号から議案第67号までの3件  
については、原案のとおり可決されました。

—————◇—————

### ◎発議第3号の上程、説明、質疑、 討論、採決

○議長（君島一郎議員） 次に、日程第9、発議第  
3号 東海第二発電所の稼働延長を認めない意見  
書の提出についてを議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

総務企画常任委員長、7番、齊藤誠之議員。

〔総務企画常任委員長 齊藤誠之議員登壇〕

○総務企画常任委員長（齊藤誠之議員） それでは、東海第二発電所の稼働延長を認めない意見書の提案の説明をさせていただきたいと思います。

お手元に配付の意見書の朗読をもって提案理由の説明にかえさせていただきたいと思いますので、ご了解いただきたいと思います。

2017（平成29）年11月、日本原子力発電株式会社は、国に対して、東海第二発電所の40年を超えての運転をするため稼働延長の申請を行いました。

核原料物資、核燃料物資及び原子炉の規制に関する法律では、原子力発電所の原子炉の運転は、原則40年間と規定しています。ただし、原子力規制委員会の審査に合格すれば20年間の再稼働が可能となります。

東海第二発電所は、東日本大震災で水素爆発事故をおこした東京電力福島第一原子力発電所（以下「福島第一原発」という。）と同型の沸騰水型軽水炉で国内では最も古い原子炉の一つであり、稼働後40年が経過しているため老朽化は否めず、さらに福島第一原発の事故の原因究明が未だ明確になっていない中、的確な安全対策がなされるかは、甚だ疑問であり、仮に申請どおりの対策が行われたとしても、その安全が保障されるわけではありません。

東日本大震災の時、東海第二発電所の取水口付近にある高さ6.1メートルの防波堤に5.4メートルの津波が襲いかかり、工事中のため穴が開いていた防波壁から入った海水によって、全3台の海水ポンプが水没し、非常用ディーゼル発電機1台が停止しました。幸い、残り2台は水深が低かったため稼働し、原子炉は冷却し続けられたが、あと70センチ波が高かったら、全ての電源が潰滅し、福島第一原発事故の悪夢と同じ状態になっていた可能性もありました。

那須塩原市においても東日本大震災による福島第一原発事故により、甚大な被害を受けました。未だに、放射能対策事業が行われており、住宅除染事業や食品の放射性物質簡易検査事業など事業数は25にのぼります。清掃センター内で保管している焼却飛灰を初め、稲わら・牧草・堆肥などの指定廃棄物は、保管場所の集約の問題も解決しないまま、それぞれの場所で保管されている現状です。また、市内で採取した山菜、きのこ、イノシシ肉などは、国からの出荷制限の状態が続いており、市民の不安は依然として拭い去ることができていません。

さらに那須塩原市は、福島第一原発から110キロ圏内、東海第二発電所からは90キロ圏内に位置しており、仮に、東海第二発電所が再稼働し、過酷事故が発生し高濃度の放射性物質が流出、飛散した場合には、これまで以上の甚大な被害を受けることはいうまでもありません。

以上のことから、多くの市民の不安を取り除くためにも、東海第二発電所は、運転中止状態のまま廃炉するべきであります。

よって、東海第二発電所の稼働延長は認められるべきではないとの本意見書の趣旨に沿った対応をとるよう強く要望いたします。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

以上で説明といたします。よろしく願いいたします。

○議長（君島一郎議員） 説明が終わりました。

質疑を許します。

〔発言する人なし〕

○議長（君島一郎議員） 質疑がないようですので、質疑を終了することで異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（君島一郎議員） 異議なしと認めます。

よって、質疑を終了し、討論を許します。

〔発言する人なし〕

○議長（君島一郎議員） 討論がないようですので、討論を終結することで異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（君島一郎議員） 異議なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

発議第3号については、原案のとおり決することと異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（君島一郎議員） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

—————◇—————

#### ◎発議第4号の上程、採決

○議長（君島一郎議員） 次に、日程第10、発議第4号 議員の派遣についてを議題といたします。

発議第4号については、那須塩原市議会会議規則第167条の規定により、お手元に配付のとおり議員を派遣したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（君島一郎議員） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり決しました。

—————◇—————

#### ◎市長挨拶

○議長（君島一郎議員） 以上で、平成30年第2回那須塩原市議会定例会の議事は全て終了いたしました。

閉会に当たり、市長から挨拶があります。

市長。

〔市長 君島 寛登壇〕

○市長（君島 寛） 平成30年第2回那須塩原市議会定例会の閉会に当たり、一言ご挨拶を申し上げます。

初めに、去る6月18日に発生した大阪府北部を震源とする大規模な地震により、犠牲になられた方に対し哀悼の意を表しますとともに、家屋の損壊、ガスや水道などライフラインの損傷により大変な生活を強いられております多くの方々に対し、衷心よりお見舞い申し上げます。あわせて、現在、復興に向けて尽力をされている皆様に対し、心から敬意を表しますとともに、一日も早い復興をご祈念申し上げます。

今般、全国的に大規模な地震が頻発していることから、本市におきましても、自然災害の恐ろしさを忘れることなく、市民の安全と安心を最大限確保するため、さらなる防災体制の強化に万全を期してまいりたいと考えておりまして、市有施設につきましては再点検を指示したところであります。この結果、問題のある箇所10カ所が判明をいたしました。急ぎ、対応をしております。

去る6月1日から本日までの21日間にわたりまして第2回市議会定例会も、本日閉会の運びとなりました。

この間、議員の皆様方には、平成30年度那須塩原市一般会計補正予算、那須塩原市体育施設条例の一部改正、那須塩原市第2期最終処分場施設整備基本計画などの案件のほか、本日の追加案件6件を含めた計33件の案件につきまして慎重にご審議をいただき、それぞれ原案のとおりご決定を賜りまして、誠にありがとうございました。

議案審議の過程や市政一般質問の場におきまして、皆様方からご提示をいただいたご意見等につきましては、今後、十分に検討をさせていただきますとともに、できることから取り組んでまいり

たいと考えております。

さて、現在開会中の第196回通常国会におきまして、民法の一部を改正する法律案が可決され、2022年4月1日に施行となる運びとなりました。この改正に伴い、18歳以上が成人となりますが、成人年齢の変更は1876年以来、実に146年ぶりのことでもあります。また、2年前には公職選挙法の改正により選挙権年齢が18歳以上に引き下げられております。

このような時流の変化は、若い力を将来のまちづくりの中心に捉えることへの一つのあらわれであると感じており、少子高齢化が進行する日本の未来を支える上で、若者の発想力や行動力は貴重な財産であると考えております。

本市といたしましても、若い力には将来への大きな期待を常に感じているところであり、若者が自信と熱意を持って、社会の担い手として飛躍できるようさまざまな施策を通して、全力で応援をしてみたいと考えております。若い力が輝きを放ち、日々、誇りを持って暮らせるような魅力あふれるまちづくりに向けまして、これからも邁進する所存でございます。

議員各位におかれましても、さらなるご理解とご協力を賜りますようお願いを申し上げまして、平成30年第2回那須塩原市議会定例会の閉会に当たりましての挨拶とさせていただきます。

お疲れさまでございました。

○議長（君島一郎議員） 市長の挨拶が終わりました。

---

◇

### ◎閉会の宣告

○議長（君島一郎議員） 閉会に当たり、ご挨拶申し上げます。

去る6月1日から21日間にわたり開会されました平成30年第2回那須塩原市議会定例会は、提出されました議案につきまして、議員各位並びに市執行部の皆様のご協力により、ここに全ての議案の審議を終了することができました。各位のご協力に対し、心から御礼を申し上げます。

なお、執行部におかれましては、審議の過程で出されました意見、要望等を十分にご検討いただき、市政に反映されますよう要望するところであります。

梅雨本番を迎え、自然災害の発生が懸念されているところであります。各位におかれましては、日ごろからの準備、心構えをもう一度確認していただくとともに、ご自身の体調管理にもご留意いただきたいと思います。

以上をもちまして、本定例会を閉会いたします。  
大変ご苦労さまでした。

閉会 午前10時42分

上記会議録を証するため下記署名する。

平成30年6月21日

議 長 君 島 一 郎

署 名 議 員 平 山 武

署 名 議 員 大 野 恭 男